

(国)63
14.12.26

国土建第218号
国土建整第73号
平成26年12月25日

(一社) 日本建設業連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設業課 長

建設市場整備課長

外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドラインの制定について

復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、2020年度までの緊急かつ時限的な措置として、国内での人材確保に最大限努めることを基本とした上で、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図ることが平成26年4月4日の「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議」においてとりまとめられました。

また、この緊急かつ時限的な措置として即戦力となる外国人材（以下「外国人建設就労者」という。）の受け入れを行う外国人建設就労者受入事業の適正かつ円滑な実施を図ることを目的として、その具体的な内容を定める「外国人建設就労者受入事業に関する告示」（平成26年国土交通省告示第822号）が定められたところです。

外国人建設就労者受入事業においては、技能実習制度自体に適正化が求められていることを踏まえ、技能実習制度を上回る新たな特別の監理体制を構築することとしており、行政、外国人建設就労者の受け入れを行う監理団体、受入企業及び元請企業が一体となって適正な監理に取り組んでいくことが必要です。元請企業においても、外国人建設就労者の受け入れを行う下請企業に対する指導等の取組を講じることが求められております。

今般、工事現場における外国人建設就労者の受け入れ状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳の記載事項及び再下請通知の記載事項に外国人建設就労者の従事の状況を追加すること等を内容とする建設業法施行規則（以下「規則」という。）の改正を行ったところです。

上記規則の改正に關連して、外国人建設就労者受入事業について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にすることにより、外国人建設就労者受入事業の適正かつ円滑な実施を図るため、「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」を別添のとおり制定しました。

貴職におかれましては、外国人建設就労者受入事業の趣旨を御理解いただき、適切な取組の実施に努めていただくとともに、傘下の建設業者に対して周知指導方お願いします。

外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン

第1 趣旨

復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、2020年度までの緊急かつ時限的な措置として、国内での人材確保に最大限努めることを基本とした上で、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図ることが平成26年4月4日の「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議」においてとりまとめられた。

また、この緊急かつ時限的な措置として即戦力となる外国人建設就労者の受け入れを行う外国人建設就労者受入事業の適正かつ円滑な実施を図ることを目的として、その具体的な内容を定める「外国人建設就労者受入事業に関する告示」(平成26年国土交通省告示第822号)が今般定められたところである。

この「外国人建設就労者受入事業に関する告示」においては、外国人建設就労者を雇用契約に基づく労働者として受け入れて建設特定活動に従事させる受入建設企業は、「国土交通省が別に定めるところにより、元請企業から報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従わなければならない。」とされている(第6の4)。

本ガイドラインは、外国人建設就労者受入事業について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にすることにより、外国人建設就労者受入事業の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

第2 元請企業の役割と責任

(1) 総論

元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権限を持っている。この責任・権限に基づき元請企業が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものであることから、下請企業の企業体質の改善について、元請企業も相応の役割を分担することが求められる。

このような観点から、元請企業はその請け負った建設工事におけるすべての下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、福祉の充実等について指導・助言その他の援助を行うことが期待される。

建設業法(昭和24年法律第100号)では、第24条の6において、元請企業の下請企業に対する指導等が規定されているところである。

また、外国人建設就労者についても、関係者を挙げて事業の適正化を進めることができあり、元請企業においても受入建設企業に対する指導等の取組を講じる必要がある。

本ガイドラインによる下請指導の対象となる受入建設企業は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての受入建設企業であるが、元請企業がそのすべてに対して自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれ

を統括するという方法も可能である。もっとも、直接の契約関係にある下請企業に実施させたところ指導を怠った場合や、直接の契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要である。

元請企業においては、支店や営業所を含めて、その役職員に対する本ガイドラインの周知徹底に努めるものとする。

(2) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

施工体制台帳の作成及び備付けが義務付けられる建設工事において、再下請負がなされる場合には、下請負人から特定建設業者に対して再下請負通知書が提出される。規則第14条の4の規定の改正により、再下請負通知書の記載事項に外国人技能実習生又は外国人建設就労者の従事の状況に関する事項が追加されたことから、特定建設業者においては、再下請負通知書を活用して下請負人の外国人建設就労者の従事の状況を確認することが可能となった。(別紙1)

また、元請企業は、受入建設企業の管理指導員から外国人建設就労者建設現場入場届出書(別紙2)による報告があった場合、その記載内容と実際の受入状況の整合性に加え、以下の①から③の事項について確認すること(外国人建設就労者の受け入れが確認されたにも関わらず、別紙2による報告がない場合は、別紙2による報告を受入建設企業の管理指導員に求めること)。あわせて、別紙2の記載内容に変更がある場合、受入建設企業から元請企業に変更の届出を行うよう指導すること。

①就労させる場所

外国人建設就労者建設現場入場届出書の「1. 建設工事に関する事項」のうち「施工場所」が適切な記載となっているかどうか。具体的には、「3. 受入建設企業・適正監理計画に関する事項」の「就労場所」の範囲内であるかどうか。

②従事させる業務の内容

外国人建設就労者建設現場入場届出書の「2. 建設現場への入場を申請する外国人建設就労者に関する事項」のうち「従事させる業務」が、適切な記載となっているかどうか。具体的には、「3. 受入建設企業・適正監理計画に関する事項」の「従事させる業務の内容」と同一であるかどうか。

③従事させる期間

外国人建設就労者建設現場入場届出書の「2. 建設現場への入場を申請する外国人建設就労者に関する事項」のうち「現場入場の期間」が、適切な記載となっているかどうか。具体的には、「3. 受入建設企業・適正監理計画に関する事項」の「従事させる期間(計画期間)」の範囲内であるかどうか。

外国人建設就労者建設現場入場届出書の記載内容と実際の受入状況の整合性が確認できない場合、適正監理計画に基づいた外国人建設就労者の受け入れが行われるよう、受入建設企業を指導すること。

また、別紙2による報告があった後、その記載内容と実際の受入状況に関して明らかな齟齬が確認された場合は、別紙2により変更の届出を行うよう受入建設企業を指導すること。

受入建設企業が上記報告の求めに応じない場合や指導に従わないような場合には、所属する元請企業団体を通じて適正監理推進協議会への報告を行うこと。

なお、元請企業団体に所属していない元請企業は、直接適正監理推進協議会事務局への報告を行うこと。

また、規則第14条の4の規定の改正を受けた施工体制台帳については、別紙3の作成例を参考とし、施工体制を適切に把握するとともに、必要に応じて建設業法第24条の6第1項の規定に基づく指導を行うなど、適正な施工体制の確保に努めること。

なお、元請企業団体は、上記確認・指導の実施の状況及びその結果について集計し、適正監理推進協議会への報告を行うこと。

(3) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

下請契約の総額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）で定める金額を下回ることにより施工体制台帳の作成等が義務付けられていない民間工事であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、元請企業は規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠した施工体制台帳の作成等が勧奨されているところである（「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日建設省経建発第147号）参照）。

建設工事の施工に係る受入建設企業の外国人建設就労者の受入状況についても、元請企業は適宜の方法によって把握し、必要な報告徵求及び指導を行うことが望ましい。

(4) 外国人建設就労者の現場入場について

元請企業は、適正な手順を踏まえて受入建設企業が雇用する外国人建設就労者について、（1）から（3）に記載の役割及び責任が新たに生じること等を理由として、その現場入場を不当に妨げてはならない。

第3 受入建設企業の役割と責任

事業の円滑な実施・運営にあたっては、外国人建設就労者を雇用する受入建設企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠である。具体的には、規則第14条の4の規定の改正を受けた再下請通知書については、別紙1の作成例を参考とし、適正な施工体制の確保に努めるとともに、外国人建設就労者を雇用し、現場に新規入場させる場合には、別紙2の作成例を参考（既存の様式等別紙2以外の様式を用いる場合であっても別紙2に記載の項目を満たすこと）として、適正監理計画の内容に基づいて現場ごとに外国人建設就労者建設現場入場届出書を作成し、管理指導員を通じて元請企業に提出するほか、別紙2の記載内容の変更がある場合には、元請企業に変更の届出を行うことが必要である。

第4 施行期日等

本ガイドラインは、平成27年4月1日から施行する。

本ガイドラインは、外国人建設就労者受入事業の開始にあたって想定される取組を中心に記載したものであり、今後、外国人建設就労者の受入状況、外国人技能実習制度の見直しの状況等を踏まえて必要があると認めるとときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を講ずるものとする。

別紙1 再下請負通知書の作成例

平成 年 月 日

再下請負通知書

直近上位
注文者名 _____

【報告下請負業者】

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者名 _____

《自社に関する事項》

工事名称及び 工事内容			
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	注文者との 契 約 日	平成 年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		適用除外					

現場代理人名			
権限及び 意見申出方法			
主任技術者	専 任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

1. 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（以下「外国人技能実習生」という。）が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
2. 同法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（以下「外国人建設就労者」という。）が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名		代表者名	
住所			
工事名及び 工事内容			
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 ¹	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称 ²	健康保険 ³	厚生年金保険 ⁴	雇用保険 ⁵		

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

1. 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
 2. 外国人建設就労者が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

別紙2 外国人建設就労者現場入場届出書の作成例

外国人建設就労者建設現場入場届出書

工事事務所長 殿

平成 年 月 日

(受入建設企業の名称)

(責任者の職・氏名)

外国人建設就労者の建設現場への入場について下記のとおり届出ます。

記

1 建設工事に関する事項

建設工事の名称	
施工場所	

2 建設現場への入場を届け出る外国人建設就労者に関する事項

※ 4名以上の入場を申請する場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。

	外国人建設就労者1	外国人建設就労者2	外国人建設就労者3
氏名			
生年月日			
性別			
国籍			
従事させる業務			
現場入場の期間			
在留期間満了日			

3 受入建設企業・適正監理計画に関する事項

適正監理計画認定番号		
受入建設企業の所在地		
元請企業との関係 (直近上位の企業名その他)		
責任者	役職	氏名
管理指導員	役職	氏名
就労場所		
従事させる業務の内容		
従事させる期間(計画期間)		

○添付書類

提出にあたっては下記に該当するものの写し各1部を添付すること

- 1 適正監理計画認定証
- 2 パスポート(国籍、氏名等と在留許可のある部分)
- 3 在留カード又は外国人登録証明書
- 4 受入建設企業と外国人建設就労者との間の雇用契約書及び雇用条件書(労働条件通知書)

別紙3 施工体制台帳の作成例

平成 年 月 日

施工体制台帳

[会社名] _____

[事業所名] _____

建設業の 許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日

工事名称及び 工事内容			
発注者及び 住所			
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日

契約 営業所	区分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

現場代理人名			意見申出方法	
監理技術者名	<input checked="" type="radio"/> 一郎		資格内容	一級土木施工管理技士
専門技術者名	契約書記載のとおり		専門技術者名	
資格内容	専 任 非専任	○○ 三郎	資格内容	
資格内容	一級土木施工管理技士		担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

1. 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
2. 外国人建設就労者が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

[一次下請負人に関する事項]

会社名		代表者名	
住所			
工事名及び 工事内容			
工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 ¹	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称 ²	健康保険 ³	厚生年金保険 ⁴

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

1. 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
2. 外国人建設就労者が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

建設業法等の一部を改正する法律 新旧対照条文(抄)【公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律】(平成十二年法律第二百二十七号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

○

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二十七号)(抄)

改 正 後

改 正 前

目次

第一章 総則(第一条～第三条)

第二章 情報の公表(第四条～第九条)

第三章 不正行為等に対する措置(第十条・第十一條)

第四章 適正な金額での契約の締結等のための措置(第十二条・第十三条)

条)

第五章 施工体制の適正化(第十四条～第十六条)

第六章 適正化指針(第十七条～第二十条)

第七章 国による情報の収集、整理及び提供等(第二十一条～第二十二条)

条)

目次

第一章 総則(第一条～第三条)

第二章 情報の公表(第四条～第九条)

第三章 不正行為等に対する措置(第十条・第十一條)

(新設)

第四章 施工体制の適正化(第十二条～第十四条)

第五章 適正化指針(第十五条～第十八条)

第六章 国による情報の収集、整理及び提供等(第十九条～第二十条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、
針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信

第一条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、
公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な發

頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

達を図ることを目的とする。

(公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項)

第三条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。

二 入札に参加しようとして、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進される」と。

三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されると。

四 その請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。

五 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

(国土交通大臣又は都道府県知事への通知)

第十一條 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に關し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事實があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事實に係る營業が行われる区域を行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事實を通知しなければならない。

(公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項)

第三条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。

二 入札に参加しようとして、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。

三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されると。

(新設)

四 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

(国土交通大臣又は都道府県知事への通知)

第十一條 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に關し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事實があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事實に係る營業が行われる区域を行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事實を通知しなければならない。

一 建設業法第八条第九号、第十号（同条第九号に係る部分に限る。）、第十一号（同条第九号に係る部分に限る。）、第十二号（同条第九号に係る部分に限る。）若しくは第十三号（これらの規定を同法第十七条において準用する場合を含む。）又は第二十八条第一項第三号、第四号若しくは第六号から第八号までのいずれかに該当すること。

二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替え
て適用される建設業法第二十四条の七第一項、第二項若しくは第四項
又は同法第二十六条若しくは第二十六条の二の規定に違反したこと。
二 第十三条第一項若しくは第二項、同条第三項の規定により読み替え
て適用される建設業法第二十四条の七第四項、同条第一項若しくは第
二項又は同法第二十六条若しくは第二十六条の二の規定に違反したこと。
と。

第四章 適正な金額での契約の締結等のための措置

（入札金額の内訳の提出）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の
内訳を記載した書類を提出しなければならない。

（新設）

（各省各庁の長等の責務）

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によつては公共工事の適
正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除
するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要
な措置を講じなければならない。

一 建設業法第二十八条第一項第三号、第四号又は第六号から第八号ま
でのいずれかに該当すること。

(一括下請負の禁止)

第十四条 (略)

(施工体制台帳の作成及び提出等)

第十五条 公共工事についての建設業法第二十四条の七第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

2 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、おいては、同条第三項の規定は、適用しない。

3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではなら

(施工体制台帳の提出等)

第十二条 (略)

第十三条 公共工事の受注者（建設業法第二十四条の七第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

2 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではなら

ない。

(削る)

3 | 第一項の公共工事の受注者についての建設業法第二十四条の七第四項の規定の適用については、同項中「見やすい場所」とあるのは、「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

ない。

(各省各庁の長等の責務)

第十六条 (略)

第六章 適正化指針

(適正化指針の策定等)

第十七条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置（第二章、第三章、第十三条及び前条に規定するものを除く。）に関する指針（以下「適正化指針」という。）を定めなければならない。

2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従つて、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～三 (略)

四 公正な競争を促進し、及びその請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するための入札及び契約の方法の改善に関すること。

五・六 (略)
3～7

(適正化指針の策定等)

第十五条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置（第二章及び第三章並びに前条に規定するものを除く。）に関する指針（以下「適正化指針」という。）を定めなければならない。

2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従つて、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～三 (略)

四 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること。

五・六 (略)
3～7

第五章 適正化指針

第十四条 (略)

(各省各庁の長等の責務)

(適正化指針に基づく責務)

第十八条 (略)

(措置の状況の公表)

第十九条 (略)

(要請)

第二十条 (略)

第七章 国による情報の収集、整理及び提供等

(国による情報の収集、整理及び提供等)

第二十一条 (略)

(要請)

第十八条 (略)

(措置の状況の公表)

第十六条 (略)

(適正化指針に基づく責務)

第十七条 (略)

第六章 国による情報の収集、整理及び提供等

(国による情報の収集、整理及び提供等)

第十九条 (略)

(関係法令等に関する知識の習得等)

第二十二条 (略)

(関係法令等に関する知識の習得等)

建設業法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文（抄）【施工体制台帳関係】

○ 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（施工体制台帳の記載事項等）

第十四条の二 （略）

一 作成建設業者（法第二十四条の七第一項の規定（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号。次項第一号において「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）により施工体制台帳を作成する場合における当該建設業者をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ・ロ （略）

二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ・ハ （略）

二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ・ハ （略）

（施工体制台帳の記載事項等）

第十四条の二 （略）

一 作成特定建設業者（法第二十四条の七第一項の規定により施工体制台帳を作成する場合における当該特定建設業者をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ・ロ （略）

二 作成特定建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ・ロ （略）

二 作成特定建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ・ロ （略）

二 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第一項に規定する通知事項

ホ 主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格（建設業の種類に応じ、法第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。）又は監理技術者資格及び

その者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別

ホ 主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格（建設業の種類に応じ、法第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。）又は監理技術者資格及び

その者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別

承諾を得て、第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により通知することができる。この場合において、当該再下請負通知人該当者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

一 （略）

イ 再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機と作成建設業者は再下請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて作成建設業者又は再下請負人の閲覧に供し、当該作成建設業者又は当該再下請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 （略）

5 前項に掲げる方法は、作成建設業者又は再下請負人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。

6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、再下請負通知人該当者の

の承諾を得て、第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により通知することができる。この場合において、当該再下請負通知人該当者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

一 （略）

イ 再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機と作成特定建設業者又は再下請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて作成特定建設業者又は再下請負人の閲覧に供し、当該作成特定建設業者又は当該再下請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 （略）

5 前項に掲げる方法は、作成特定建設業者又は再下請負人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、再下請負通知人該当者の

使用に係る電子計算機と、作成建設業者又は再下請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7

再下請負通知人該当者は、第四項の規定により第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を通知しようとするときは、あらかじめ、当該作成建設業者又は当該再下請負人に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一・二 (略)

8

前項の規定による承諾を得た再下請負通知人該当者は、当該作成建設業者又は当該再下請負人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該作成建設業者又は当該再下請負人に対し、第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該作成建設業者又は当該再下請負人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

9 (略)

(施工体制台帳の記載方法等)

第十四条の五 (略)

2 (略)

3 作成建設業者は、第十四条の二第一項各号に掲げる事項の記載並びに同条第二項各号に掲げる書類及び第一項後段に規定する書類の添付を、それぞれの事項又は書類に係る事実が生じ、又は明らかとなつたとき(同

使用に係る電子計算機と、作成特定建設業者又は再下請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7

再下請負通知人該当者は、第四項の規定により第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を通知しようとするときは、あらかじめ、当該作成特定建設業者又は当該再下請負人に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一・二 (略)

8

前項の規定による承諾を得た再下請負通知人該当者は、当該作成特定建設業者又は当該再下請負人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該作成特定建設業者又は当該再下請負人に対し、第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし当該作成特定建設業者又は当該再下請負人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

9 (略)

(施工体制台帳の記載方法等)

第十四条の五 (略)

2 (略)

3 作成特定建設業者は、第十四条の二第一項各号に掲げる事項の記載並びに同条第二項各号に掲げる書類及び第一項後段に規定する書類の添付を、それぞれの事項又は書類に係る事実が生じ、又は明らかとなつたと

条第一項第一号に掲げる事項にあつては、作成建設業者に該当することとなつたとき)に、遅滞なく、当該事項又は書類について行い、その見やすいところに商号又は名称、許可番号及び施工体制台帳である旨を明示して、施工体制台帳を作成しなければならない。

4 (略)

5 第一項の規定は再下請負通知書における前条第一項各号に掲げる事項の記載について、前項の規定は当該事項に変更があつたときについて準用する。この場合において、第一項中「第十四条の二第二項」とあるのは「前条第三項」と、前項中「記載し、又は変更後の当該書類を添付しなければ」とあるのは「書面により作成建設業者に通知しなければ」と読み替えるものとする。

6 再下請負通知人は、前項において準用する第四項の規定による書面による通知に代えて、第九項で定めるところにより、作成建設業者の承諾を得て、前条第一項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により通知することができる。この場合において、当該再下請負通知人は、当該書面による通知をしたものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 再下請負通知人の使用に係る電子計算機と作成建設業者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 再下請負通知人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに

き(同条第一項第一号に掲げる事項にあつては、作成特定建設業者に該当することとなつたとき)に、遅滞なく、当該事項又は書類について行い、その見やすいところに商号又は名称、許可番号及び施工体制台帳である旨を明示して、施工体制台帳を作成しなければならない。

4 (略)

5 第一項の規定は再下請負通知書における前条第一項各号に掲げる事項の記載について、前項の規定は当該事項に変更があつたときについて準用する。この場合において、第一項中「第十四条の二第二項」とあるのは「前条第三項」と、前項中「記載し、又は変更後の当該書類を添付しなければ」とあるのは「書面により作成特定建設業者に通知しなければ」と読み替えるものとする。

6 再下請負通知人は、前項において準用する第四項の規定による書面による通知に代えて、第九項で定めるところにより、作成特定建設業者の承諾を得て、前条第一項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により通知することができる。この場合において、当該再下請負通知人は、当該書面による通知をしたものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 再下請負通知人の使用に係る電子計算機と作成特定建設業者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 再下請負通知人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに

記録された前条第一項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて作成建設業者の閲覧に供し、当該作成建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに同項各号に掲げる事項を記録する方法（電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、再下請負通知人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 (略)

7 前項に掲げる方法は、作成建設業者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

8 第六項第一号の「電子情報処理組織」とは、再下請負通知人の使用に係る電子計算機と、作成建設業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

9 再下請負通知人は、第六項の規定により前条第一項各号に掲げる事項を通知しようとするときは、あらかじめ、当該作成建設業者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一・二 (略)

10 前項の規定による承諾を得た再下請負通知人は、当該作成建設業者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該作成建設業者に対し、前条第一項各号に掲げる事項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該作成建設業者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

記録された前条第一項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて作成特定建設業者の閲覧に供し、当該作成特定建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに同項各号に掲げる事項を記録する方法（電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、再下請負通知人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 (略)

7 前項に掲げる方法は、作成特定建設業者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

8 第六項第一号の「電子情報処理組織」とは、再下請負通知人の使用に係る電子計算機と、作成特定建設業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

9 再下請負通知人は、第六項の規定により前条第一項各号に掲げる事項を通知しようとするときは、あらかじめ、当該作成特定建設業者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一・二 (略)

10 前項の規定による承諾を得た再下請負通知人は、当該作成特定建設業者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該作成特定建設業者に対し、前条第一項各号に掲げる事項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該作成特定建設業者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(施工体系図)

第十四条の六 (略)

一 作成建設業者の商号又は名称、作成建設業者が請け負つた建設工事の名称、工期及び発注者の商号、名称又は氏名、当該作成建設業者が置く主任技術者又は監理技術者の氏名並びに第十四条の二第一項第二号へに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

(施工体系図)

第十四条の六 (略)

一 作成特定建設業者の商号又は名称、作成特定建設業者が請け負つた建設工事の名称、工期及び発注者の商号、名称又は氏名、監理技術者の氏名並びに第十四条の二第一項第二号へに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

二 (略)

○国土交通省告示第千百九十四号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十四条の二第一項第二号トの規定に基づき、国土交通大臣が定める者を次のように定める。

平成二十六年十二月二十五日

国土交通大臣 太田 昭宏

建設業法施行規則第十四条の二第一項第二号トの規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める件

建設業法施行規則第十四条の二第一項第二号トの国土交通大臣が定める者は、平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）第三十二号に掲げる活動を行う者とする。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

参考

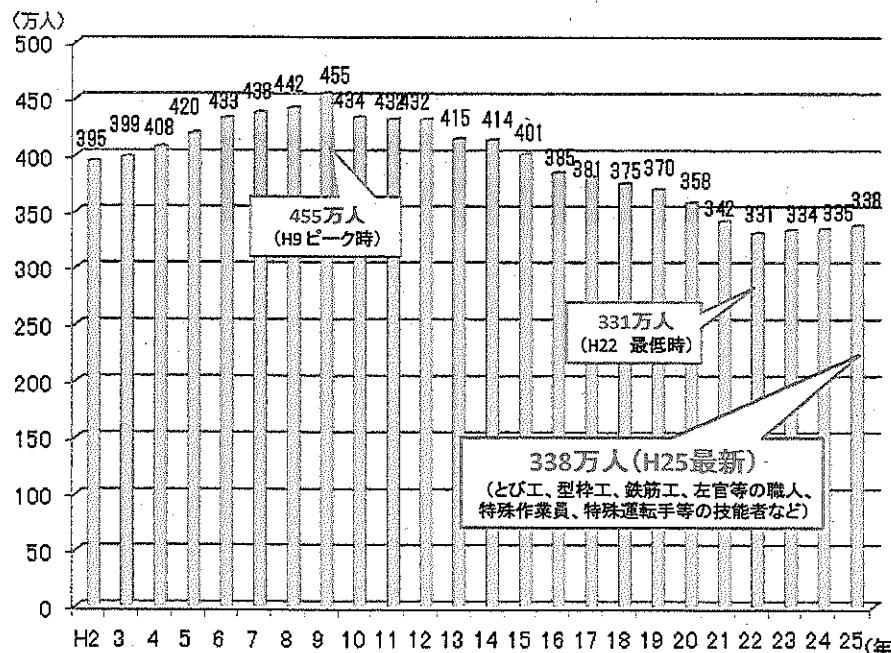
建設分野における外国人材
の活用に係る緊急措置を検
討する閣僚会議とりまとめ
(平成26年4月4日)

建設分野における外国人材の活用 に係る緊急措置

基本的考え方①(構造的な労働者不足への対応との関係)

- 建設産業の担い手不足については、①近年の建設投資の減少により、建設企業が倒産するなど、技能労働者の離職が進んだこと、②技能労働者の高齢化が進み、高齢者が仕事を辞めていっていること、③建設産業の待遇改善が進んでいないことなどから、若者が入職を避けるようになっていること、という3つの要因が考えられる。このうち、②③の要因については、建設産業が直面している構造的な問題。
- こうした問題を看過すれば、中長期的には、将来にわたるインフラの維持管理や災害対応等を地域で担う人材が不足することが懸念。
- こうした構造的要因による担い手不足の懸念に対しては、今回の緊急措置とは別に、中長期的な観点から、必要な人材を国内で確保していくことが基本。 (注)なお、産業競争力会議「成長戦略進化のための今後の検討方針」では、「持続可能な経済成長を達成していくために必要な外国人材活用の在り方について、必要分野・人数等も見据えながら、国民的議論を進める」とされている。

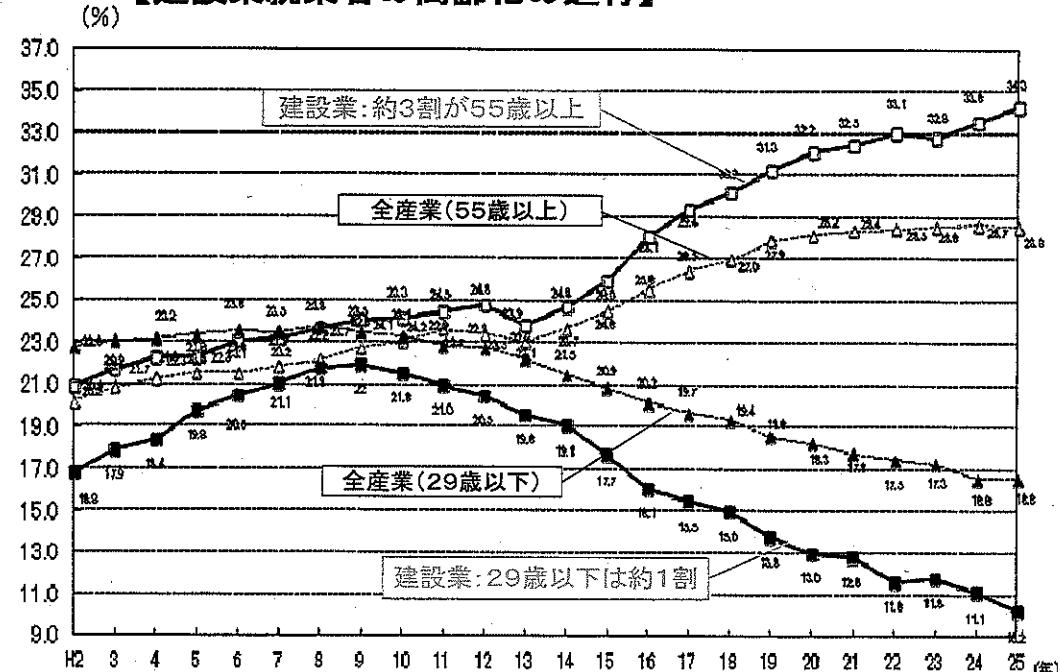
【技能労働者の減少】



出所: 総務省「労働力調査」(暦年平均)

(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

【建設業就業者の高齢化の進行】



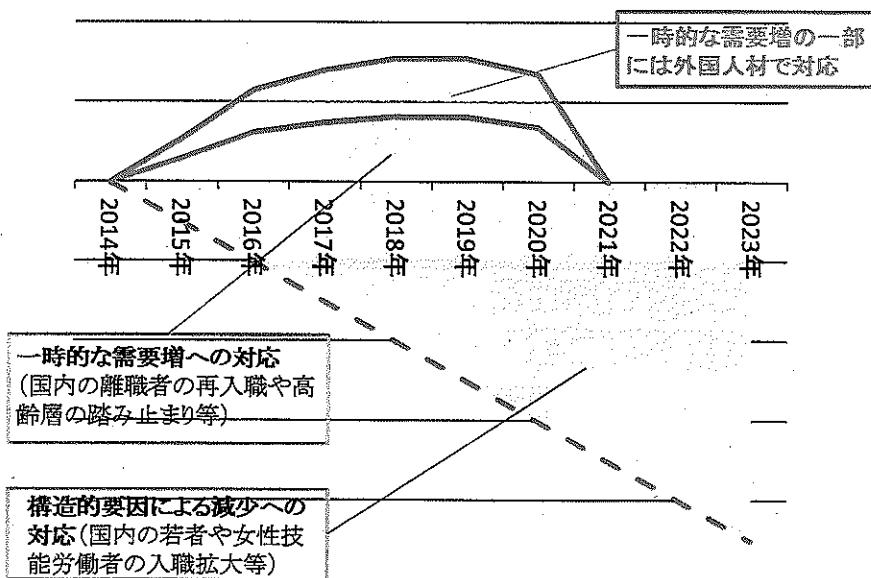
出所: 総務省「労働力調査」

基本的考え方②(一時的な需要増に対応する労働者の確保)

○ 復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため必要となる技能労働者については、まずは、就労環境の改善、教育訓練の充実強化等によって、離職者の再入職や高齢層の踏み止まりなどにより、国内での確保に最大限努めることが基本。

→ その上で、当面の一時的な建設需要の増大への緊急かつ时限的措置(2020年度で終了)として、国内での人材確保・育成と併せて、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図り、大会の成功に万全を期する。

構造的要因による減少と一時的な需要増に必要な技能労働者(イメージ)



外国人材の活用と併せて行う国内人材確保の施策パッケージ(概要) (夏頃までに更に具体化) 別添参照

<国土交通省>

- 1 技能労働者の就労環境整備の強化(労務単価引上げ、社会保険未加入対策強化、入札契約制度改革、ダンピング対策強化等)
- 2 女性技能労働者の入職拡大
- 3 より効率的な生産システムの構築
- 4 教育訓練の充実強化(富士教育訓練センターの充実強化等)
- 5 中長期的な視点からの担い手確保・育成策のとりまとめ(建設産業活性化会議において本年夏頃を目途に中間とりまとめ)



連携して取組を推進

<厚生労働省>

- 1 ハローワークにおけるマッチング強化
- 2 公的職業訓練の充実
- 3 事業主や事業主団体等による取組支援の充実

緊急措置の概要①(対象、資格、期間)

◆ 活用を図る外国人材

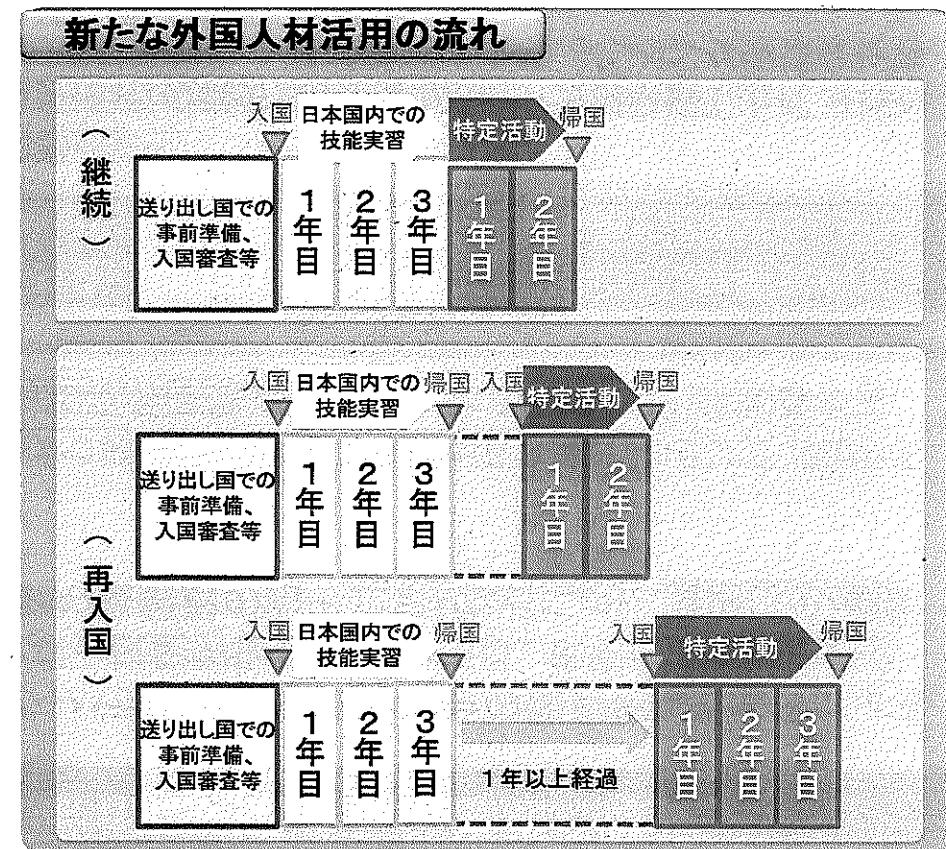
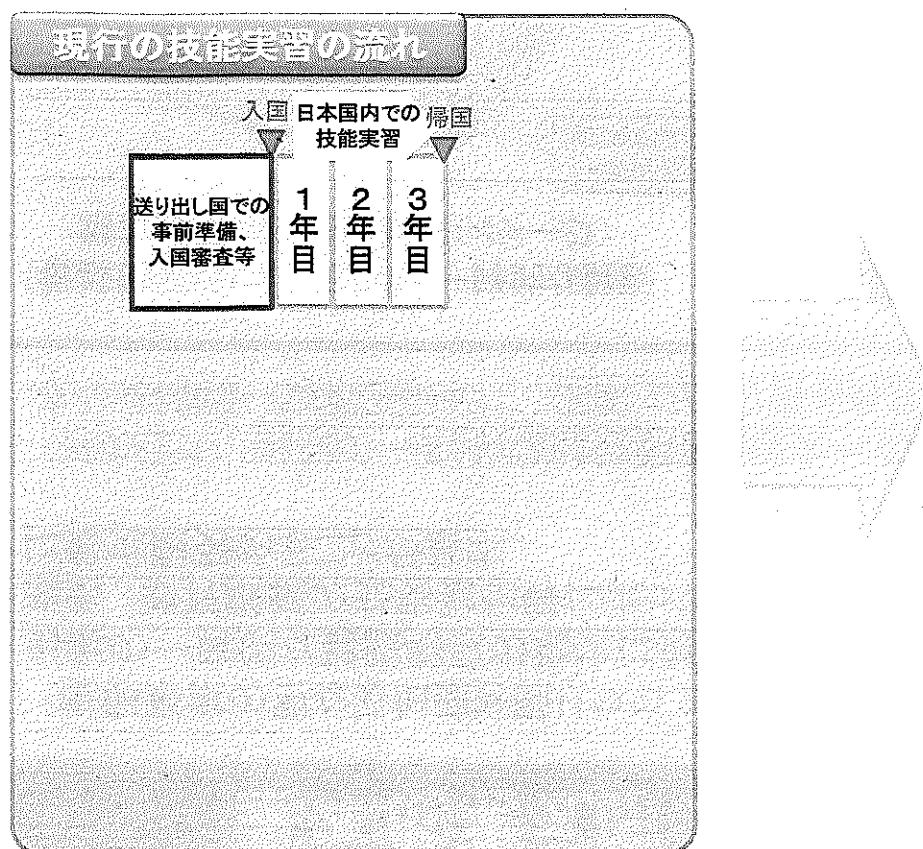
- 即戦力の確保を念頭に置き、建設分野の技能実習修了者について、技能実習に引き続き国内に在留し、又は技能実習を修了して一旦本国へ帰国した後に再入国し、雇用関係の下で建設業務に従事することができるこ^ととする(2020年度までに限る)。

◆ 在留資格

- 「特定活動」

◆ 期間

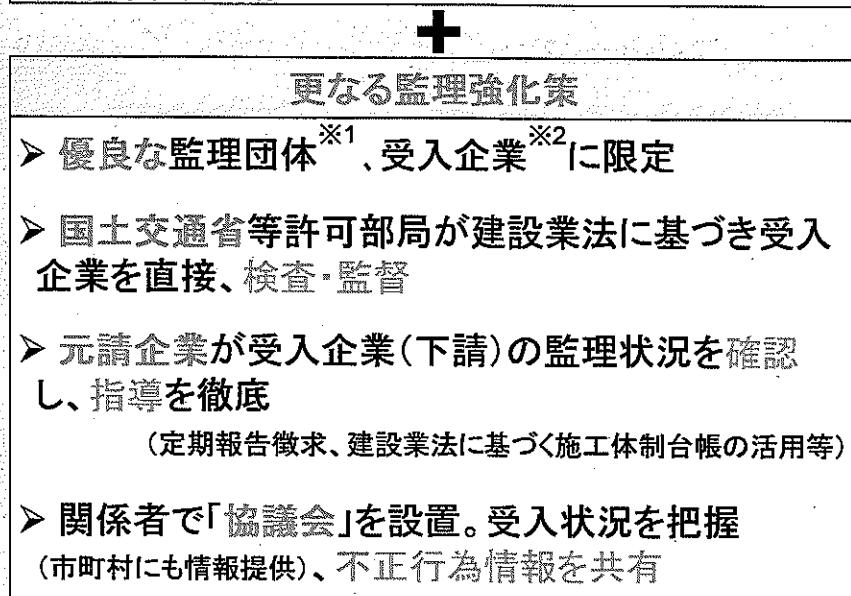
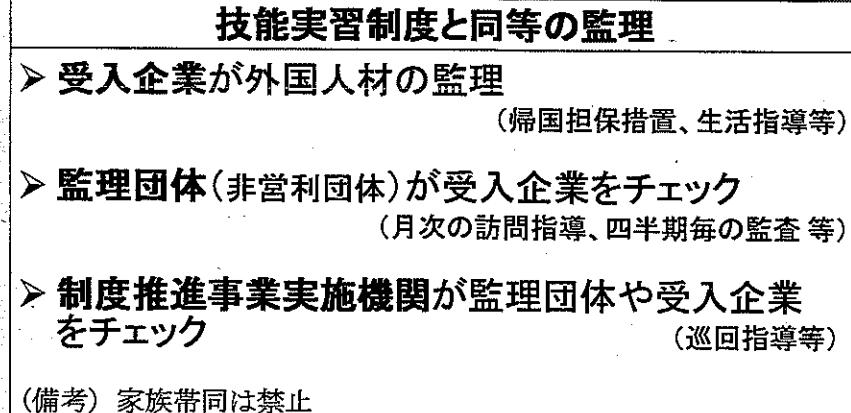
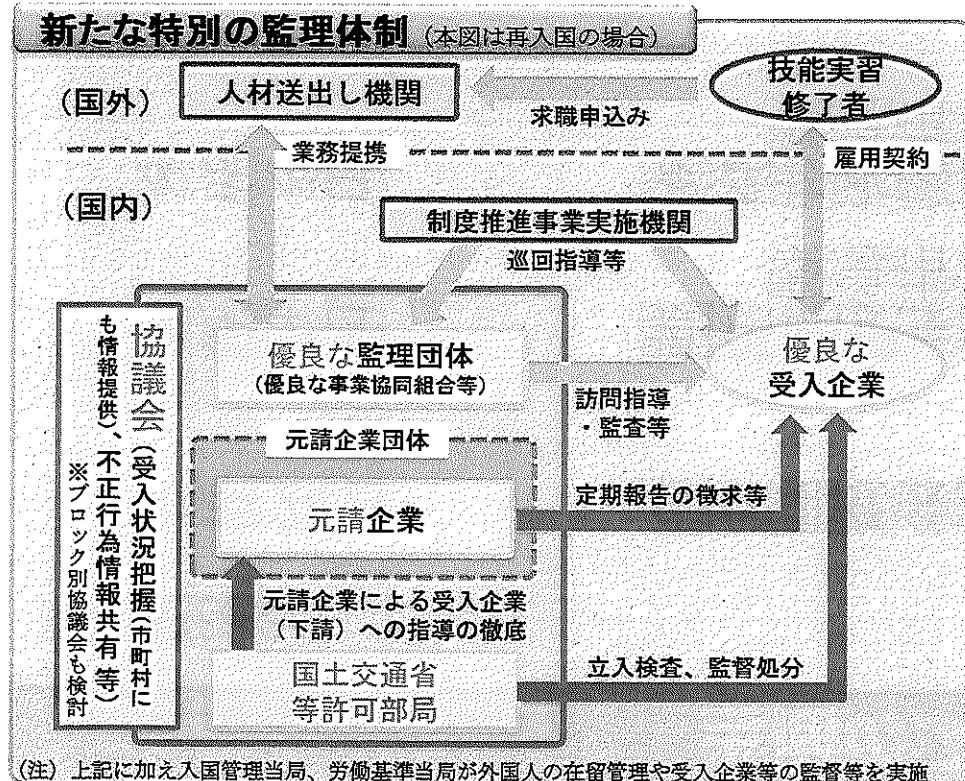
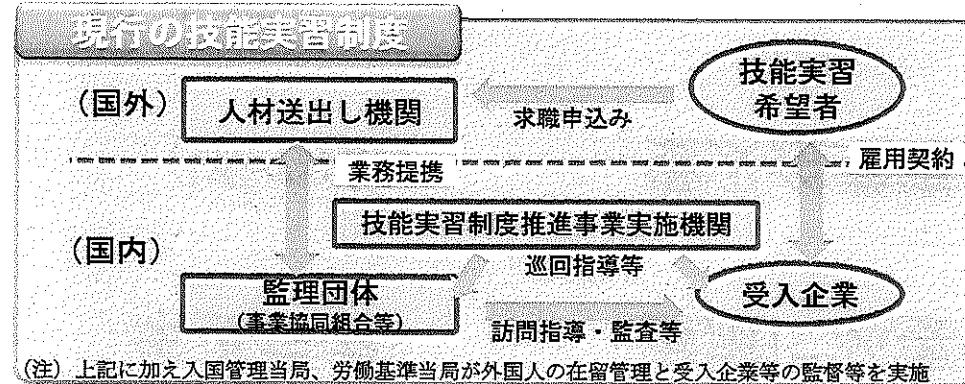
- 1年ごとの更新により最大2年以内(再入国者のうち本国に帰国後の期間が1年以上のものは最大3年以内)。



緊急措置の概要②(監理体制)

◆ 新たな特別の監理体制（技能実習制度を上回る水準の監理）

- 技能実習制度と同等の監理に加え、更に体制を強化・充実し、適正監理を図る。



※1 過去5年間不正行為・処分歴なし、協議会に加入 等

※2 過去5年間不正行為・処分歴なし、技能実習生を上回る報酬を確保等

当面のスケジュール

平成26年

1月24日

関係閣僚会議（第1回）

4月4日

関係閣僚会議（第2回）

緊急措置のとりまとめ

4月4日

経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議

緊急措置の報告

年央まで

実施に必要な措置（告示、通知等）

（その後）

受入企業等における準備

平成27年度初頭

本措置の対象となる外国人材の受入れ

(別添) 国内人材確保の施策パッケージ

<国土交通省>

連携して取組を推進、夏頃までに更に具体化

<厚生労働省>

1 技能労働者の就労環境の整備の強化

①公共工事設計労務単価の引上げ

→今年2月から、全国平均で、昨年4月比+7.1%（被災地+8.4%）、
24年度比+23.2%（被災地+31.2%）

→公共事業労務費調査につき、例年の10月調査に先立ち、7月にも実施

②建設業界への適切な水準の賃金支払い要請の徹底

③社会保険未加入対策の強化（目標：29年度許可業者加入率100%）

→労務単価に社会保険加入に必要な費用を算入

→直轄工事について、本年8月から元請・一定の一次下請を加入業者に限定。
地方公共団体等の発注者にも同様の取組みの実施の検討を促す

④入札契約制度改革（品確法改正（今国会審議中））

→公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保等を基本理念に追加

→発注者責務（予定価格の適切な設定、計画的な発注等）を明確化

→多様な入札契約方式の導入・活用により、行き過ぎた価格競争を是正

⑤ダンピング対策の強化（入契法改正（今国会審議中））

2 女性技能労働者の入職拡大

→建設業界と連携して、現在9万人（24年度）の女性技能労働者の入職拡大方策を検討

3 より効率的な生産システムの構築

→建設業界と連携して、新技術・新工法の開発、施工現場の合理化、重層下請構造改善など、より効率的な生産システムの構築を推進

4 教育訓練の充実強化

①富士教育訓練センターの充実強化等

→官民連携により、ソフト・ハード両面の機能強化と26年度中の建替着手

5 中長期的な視点からの担い手確保・育成策のとりまとめ

①建設産業活性化会議（厚労省、工業高校代表者も参画）における検討

→本年夏頃を目指して中間とりまとめ

1 ハローワークにおけるマッチング活性化

①建設人材確保プロジェクトの実施（全国65のハローワークで実施）

→25年6月から建設関係職種の未充足求人へのフォローアップの徹底等の取組を実施。26年度から、被災3県を中心建設労働者が不足している地域の主要なハローワークに就職支援コーディネーターを新たに設置。

②ジョブソポーターによるきめ細かな支援

→大学への出張相談等在学中の就職支援や未就職卒業生への担当者制によるきめ細かな就職支援を実施。26年度から職場定着支援を実施。

2 公共職業訓練の充実

①公共職業能力開発施設等における公共職業訓練 (建築、住宅営繕、インテリア等)

→26年度より、建設分野の訓練コース（型枠等）の拡充を実施

→建設分野の訓練コース（建設機械等）の更なる拡充等も検討

3 経営革新や雇用創出に向けた助成制度の充実

①建設労働者確保育成助成金による支援

→26年度から教育訓練に係る助成内容（経費助成率や賃金助成額）の拡充を実施

②中小建設事業主等の認定職業訓練（建築・土木等）への補助

→26年度から、認定職業訓練制度を拡充（要件緩和）

③ものづくりマイスター制度による若年技能者等への実技指導

→ものづくりマイスターを中小企業等に派遣し、若年技能者への実技指導を実施（26年度から、学校派遣等による学生生徒等への実技指導を拡充）

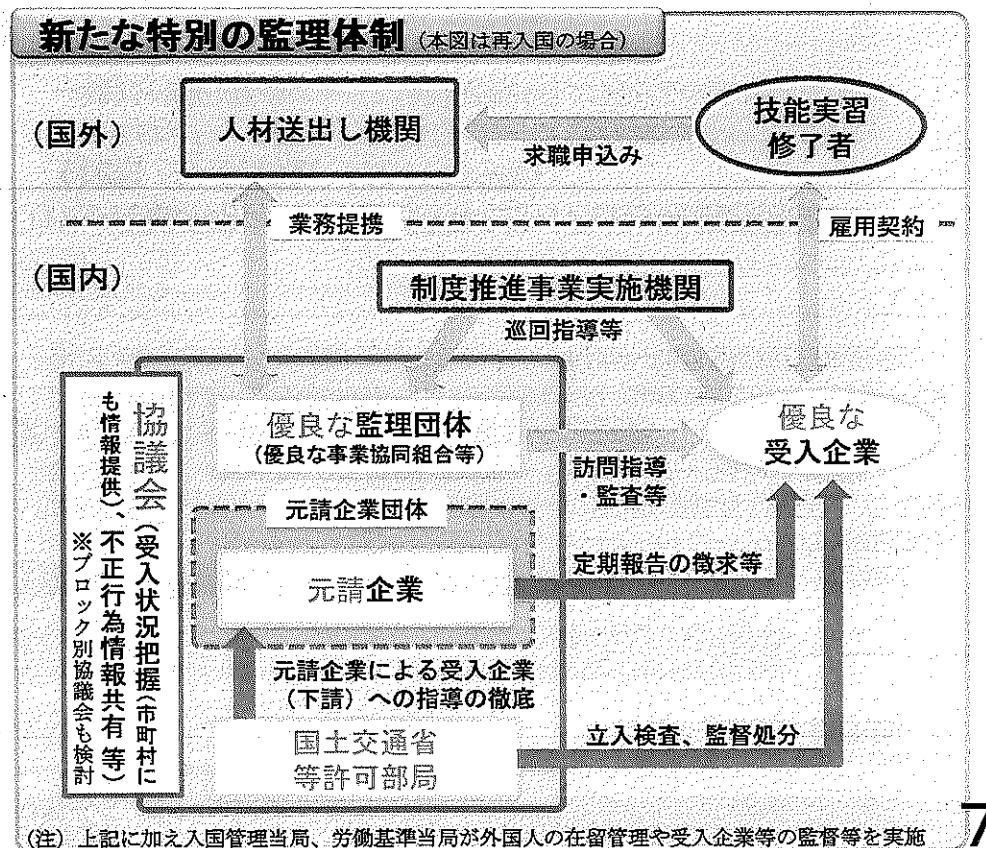
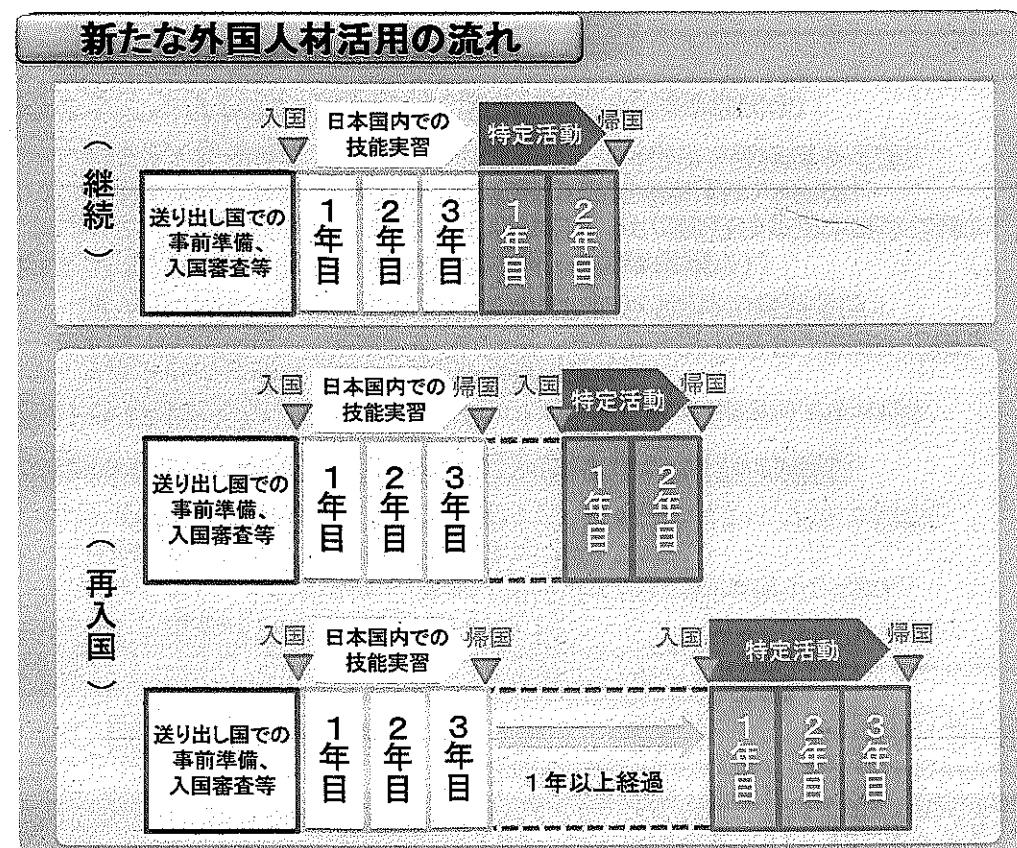
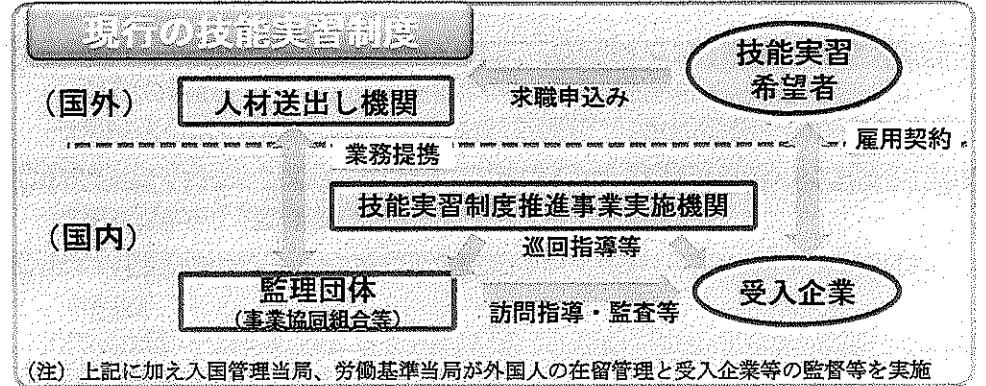
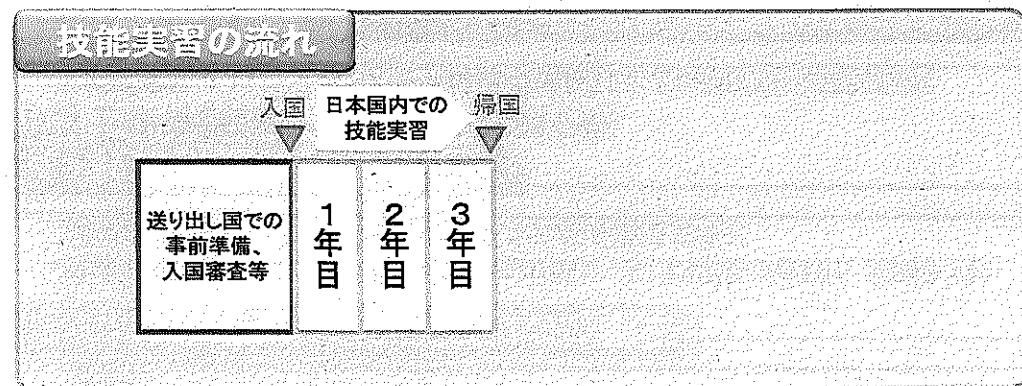
④地域人づくり事業の創設及び国土交通省との連携による業界団体への要請活動

→25年度補正予算で創設。建設業における雇用拡大や待遇改善に向けた取組を推進

緊急措置（特定活動）の概要

(2020年度までの時限的措置)

参考



外国人建設就労者受入事業に関する告示

第1 目的

復興事業の一層の加速化を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関連の建設需要に適確に対応するため、国内人材の確保に最大限努める。その上でこの告示は、緊急かつ時限的な措置として即戦力となる外国人建設就労者の受け入れを行う外国人建設就労者受入事業について、その適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

第2 用語

この告示で使用する用語は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「基準省令」という。）で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- 1 「建設分野技能実習」とは、別表第1に掲げる職種及び作業並びに国土交通省が法務省及び厚生労働省と協議の上で別に定める職種及び作業（建設業者が実習実施機関である場合に限る。）に係る技能実習のうち、技能実習2号の活動（入管法別表第1の5の表の特定活動の在留資格（技能実習を目的とする活動を指定されたものに限る。）をもって在留する外国人が従事する活動を含む。）をいう。
- 2 「外国人建設就労者」とは、建設分野技能実習を修了した者であって、3に規定する受入建設企業との雇用契約に基づく労働者として5に規定する建設特定活動に従事する者をいう。
- 3 「受入建設企業」とは、技能実習の実習実施機関として建設分野技能実習を実施したことがある事業者のうち、第5に規定する適正監理計画の認定を受け外国人建設就労者を雇用契約に基づく労働者として受け入れて建設特定活動に従事させるものをいう。
- 4 「特定監理団体」とは、監理団体（平成22年6月30日までに研修の在留資格で在留する者の監理を行ったことがある団体を含む。）として技能実習生の受け入れを行ったことがある営利を目的としない団体のうち、第4の認定を受け、5に規定する建設特定活動の監理を行うものをいう。
- 5 「建設特定活動」とは、特定監理団体の責任及び監理の下に外国人建設就労者が受入建設企業との雇用契約に基づいて行う入管法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき法務大臣が指定する活動をいう。

第3 外国人建設就労者の要件

外国人建設就労者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- 1 建設分野技能実習に概ね2年間従事したことがあること。
- 2 技能実習期間中に素行が善良であったこと。

第4 特定監理団体の認定

- 1 監理団体は、国土交通大臣に特定監理団体の認定を申請することができる。
- 2 土国交通大臣は、1の申請が次に掲げる要件をいずれも満たしている場合には、特定監理団体の認定をすることができる。
 - (1) 過去5年間に監理団体として2年以上適正に建設分野技能実習を監理した実績（平成22年6月30日以前に別表第1に掲げる職種及び作業に係る研修の監理を行った実績を有する場合は、当該監理を行った期間を含む。）があること。

- (2) 過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為（基準省令の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項（以下「技能実習第1号イの項」という。）の下欄第18号に掲げる不正行為、法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号ロに掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる不正行為、法別表第1の4の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第10号に掲げる不正行為、研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成19年改訂）に規定する不正行為並びに別表第2に掲げる不正行為をいう。以下同じ。）を行ったことがないこと。
- (3) 技能実習第1号イの項の下欄第21号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- (4) 過去5年間に特定監理団体になろうとする者の事業活動に関し、技能実習第1号イの項の下欄第21号の2に規定する行為を行ったことがないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (6) 法人であって、その役員等のうちに（5）に該当する者がないこと。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者でないこと。
- (8) 外国人建設就労者と受入建設企業との雇用契約に係るあっせんに関して、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けておらず、かつ職業安定法（昭和22年法律第141号）第33条の規定に基づく無料職業紹介事業の許可を受け、又は同法第33条の3に基づく無料職業紹介事業の届出を行っていること。
- (9) 外国人建設就労者の受入れに関し、受入建設企業に対し適切に指導及び監督を行うことができる体制を有していること。
- (10) 受入建設企業に対する監査を含む監理のための人員が確保されていること。
- (11) 外国人建設就労者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の建設特定活動に関連して、送出し機関、特定監理団体又は受入建設企業になろうとする者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等が締結されないこと。
- (12) 特定監理団体が監理に要する費用を徴収する場合は、外国人建設就労者を受け入れる前に、費用を負担することとなる機関に対してその金額及び使途を明示するとともに、外国人建設就労者に直接又は間接に負担をさせないこと。

第5 受入建設企業及び適正監理計画

- 1 受入建設企業になろうとする者は、第4の認定を受けた特定監理団体と共同で、外国人建設就労者の適正な監理に関する計画（以下「適正監理計画」という。）を策定し、受入建設企業になろうとする者ごとに国土交通大臣に認定を申請しなければならない。適正監理計画は、次に掲げる事項を含むものとする。
 - (1) 受入建設企業になろうとする者に関する事項
 - (2) 受け入れる外国人建設就労者に関する次に掲げる事項
 - ①修了した建設分野技能実習の職種及び作業の名称
 - ②人数
 - ③就労させる場所
 - ④従事させる業務の内容
 - ⑤従事させる期間

⑥報酬予定額

⑦技能の向上を図るための方策

- (3) 外国人建設就労者の適正な監理を実施するための計画等に関する事項
- (4) 外国人建設就労者の就労状況の確認に関する事項
- (5) 在留中の住居の確保に関する事項
- (6) 長期休暇の取得に関する事項
- (7) 管理指導員及び生活指導員の任命に関する事項
- (8) 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項
- (9) 外国人建設就労者との面談及び外国人建設就労者からの生活、労働等（転職を含む。）に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項
- (10) 外国人建設就労者の帰国情費の確保その他の帰国情保措置に関する事項
- (11) 就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項
- (12) 外国の送出し機関に関する事項
- 2 國土交通大臣は、1の申請が次に掲げる要件をいずれも満たしている場合には、申請に係る適正監理計画の認定をすることができる。
- (1) 受入建設企業となろうとする者が次に掲げる要件をいずれも満たしているとき。
- ①建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を受けていること。
 - ②過去5年間に建設業法に基づく監督処分を受けていないこと。
 - ③過去5年間に労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことがないこと。
 - ④労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。
 - ⑤建設特定活動に係る國土交通省その他の監督官庁が実施する賃金水準等の調査に協力すること。
 - ⑥第6の4の報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従うこと。
 - ⑦過去5年間に2年以上建設分野技能実習を実施した実績があること。
 - ⑧過去5年間に外国人の受け入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと。
 - ⑨技能実習第1号イの項の下欄第21号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
 - ⑩過去5年間に受入建設企業となろうとする者の事業活動に関し、技能実習第1号イの項の下欄第21号の2に規定する行為を行ったことがないこと。
 - ⑪受け入れる外国人建設就労者に従事させる業務に従事する相当数の労働者を過去3年間に非自発的に離職させていないこと。
- (2) 1(2)②の人数が受入建設企業となろうとする者の常勤の職員の総数を超えないこと。
- (3) 1(2)⑤の期間が2年間（外国人建設就労者が建設分野技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国後1年以上が経過している場合においては、3年間）を超えないこと。
- (4) 1(2)⑥の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。
- (5) (2)から(4)までに定めるものほか、適正監理計画の内容が外国人建設就労者の就労期間全体を通じて適正な監理の確保が図られると認められるものであること。
- (6) 外国人建設就労者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の建設特定

活動に関連して、送出し機関、特定監理団体又は受入建設企業となろうとする者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等が締結されないこと。

3 2の認定を受けた受入建設企業は、当該認定に係る適正監理計画を変更しようとすることは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

4 2の規定は、3の認定について準用する。

第6 建設特定活動の実施

1 特定監理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 受入建設企業に対して監査、指導及び監督を行うこと。

(2) 外国人建設就労者をあっせんすること。

(3) 再入国して外国人建設就労者となろうとする者について、当該者が国籍又は住所を有する国の送出し機関と調整を行うこと。

(4) 定期的に外国人建設就労者の監理及び就労状況の確認を行うこと。

(5) 相談員を配置し、外国人建設就労者の生活、労働等（転職を含む。）に係る相談に対応すること。

(6) 第10の帰国担保措置をとること。

(7) 第11の建設特定活動の継続が不可能となった場合に必要な措置をとること。

(8) 第13の関係機関に対する報告を行うこと。

(9) 国土交通省、地方入国管理局、厚生労働省その他の監督官庁及び適正監理推進協議会の求めに応じて調査等に協力すること。

(10) 外国人建設就労者の受け入れに関する文書を作成し備え付け、建設特定活動終了後3年間保存すること。

2 受入建設企業は、外国人建設就労者を受け入れたときは、当該外国人建設就労者が建設特定活動への従事を開始した日から2週間以内に、その旨を特定監理団体に届け出なければならない。

3 受入建設企業は、外国人建設就労者が退職したときは、その日から2週間以内に、その旨を特定監理団体に届け出なければならない。

4 受入建設企業は、国土交通省が別に定めるところにより、元請企業から報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従わなければならない。

5 受入建設企業は、外国人建設就労者が建設特定活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、特定監理団体に当該事実及び対応策を報告しなければならない。

6 受入建設企業は、外国人の受け入れ又は就労に係る不正行為を行った場合は、直ちに、特定監理団体に当該事実を報告しなければならない。

7 受入建設企業は、外国人建設就労者の名簿及び就労日誌を作成し備え付け、建設特定活動終了後3年間保存しなければならない。

8 國土交通省は、建設特定活動の適正かつ円滑な実施を図るために、別に定めるところにより、制度推進事業実施機関に対し、特定監理団体及び受入建設企業に対する巡回指導その他の業務を行わせるものとする。

第7 適正監理推進協議会

1 國土交通省は、建設特定活動の適正な実施に関し必要な事項の協議及び連絡調整を行うため、適正監理推進協議会を設置する。

- 2 適正監理推進協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 労働問題に関し学識経験を有する者
 - (2) 特定監理団体
 - (3) 建設業者団体（元請団体、専門工事業者団体等）
 - (4) 国土交通省
 - (5) 法務省
 - (6) 厚生労働省
 - (7) その他の関係機関
- 3 特定監理団体は、第6の2及び3の届出を受けたときは、遅滞なく、適正監理推進協議会に報告しなければならない。
- 4 適正監理推進協議会の事務を処理させるため、国土交通省に事務局を置く。
- 5 この告示に定めるものほか、適正監理推進協議会の運営に関し必要な事項は、適正監理推進協議会が定める。

第8 監査及び指示

- 1 特定監理団体は、次に掲げる事項について、少なくとも3月に1回、受入建設企業の所在地に赴いて当該受入建設企業に対し監査を行い、その結果を国土交通省、受入建設企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告するものとする。
 - (1) 適正監理計画の実施状況に関すること。
 - (2) 適正な労働条件の確保に関すること。
 - (3) 安全性の確保に関すること。
 - (4) 雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険への加入に関するこ
 - (5) その他国土交通省が必要と認めること。
- 2 受入建設企業は、1の監査があったときは、特定監理団体に外国人建設就労者の受入状況を報告するものとする。
- 3 特定監理団体は、監査を実施したときは、その結果を踏まえ、適正監理計画に即した建設特定活動が実施されるよう必要な措置を講じるものとする。
- 4 特定監理団体は、受入建設企業による別表第2の不正行為を知った場合には、直ちに監査を行い、国土交通省、受入建設企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会にその結果を報告するものとする。
- 5 特定監理団体は、1又は4の監査を行うに当たっては、外国人建設就労者と面接を行い、建設特定活動の実施状況や生活状況等について確認するものとする。
- 6 國土交通省は、必要と認めるときは、1の規定にかかわらず、受入建設企業に対し自ら監査を行い又は特定監理団体に監査を行うことを指示することができる。
- 7 受入建設企業は、1、4又は6の監査及び5の面接が円滑に実施できるよう協力するものとする。
- 8 國土交通大臣は、1、4又は6の監査において、外国人建設就労者の受け入れに関する是正が必要と認めたときは、当該是正を必要とする事項について特定監理団体及び受入建設企業に対し報告を求め、必要な措置を講じるものとする。
- 9 國土交通大臣は、すべての受入建設企業に対して、また、都道府県知事は、当該都道府県の区域内において建設業を営む受入建設企業に対して、特に必要があると認めるときは、それぞれ建設業法第31条第1項に基づく立入検査を行うことができる。
- 10 國土交通大臣は、建設特定活動の適正な実施の観点から必要があると認めるときは、特定監理団体又は受入建設企業に対し、外国人建設就労者の受け入れの停止その他必要な

指示をすることができる。

第9 外国人建設就労者との面接

- 1 特定監理団体は、第8の監査を補完するため、必要と認めるときは外国人建設就労者と面接し、建設特定活動の実施状況等を確認するものとする。
- 2 受入建設企業は、1の面接が円滑に実施できるよう協力しなければならない。

第10 帰国旅費の確保その他の帰国担保措置

- 1 受入建設企業は、外国人建設就労者が帰国旅費を支弁できないときは帰国旅費を負担しなければならない。
- 2 特定監理団体は、1の場合において、受入建設企業が帰国旅費を支弁できないときは、当該外国人建設就労者の帰国旅費を負担するものとする。

第11 建設特定活動の継続が不可能となった場合の措置

第12の認定の取消があった場合のほか、特定監理団体又は受入建設企業に起因する理由により適正監理計画に従った建設特定活動の継続が不可能となった場合において、外国人建設就労者に責がなく、かつ、本人が継続して建設特定活動の実施を希望するときは、特定監理団体は、あらかじめ建設特定活動の継続に必要な措置を講じるほか、新たな受入建設企業を確保するよう努めるものとする。

第12 認定の取消

- 1 国土交通大臣は、特定監理団体が次のいずれかに該当する場合には、特定監理団体の認定を取り消すものとする。
 - (1) 第4の2の要件を満たさなくなった場合
 - (2) 不正の手段により第4の認定を受けたことが判明した場合
 - (3) 第4の認定から1月以内に適正監理推進協議会に加入しない場合
 - (4) 適正監理推進協議会から脱退した場合
 - (5) 第8の8の措置を講じたにもかかわらず必要な改善が認められない場合
 - (6) 第8の10の指示に従わない場合
 - (7) 外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合
- 2 国土交通大臣は、次のいずれかに該当する場合には、適正監理計画の認定を取り消すものとする。
 - (1) 受入建設企業が第5の2(1)の要件のいずれかを満たさなくなった場合
 - (2) 第5の2(5)及び(6)のいずれかを満たさなくなった場合
 - (3) 受入建設企業が不正の手段により第5の認定を受けたことが判明した場合
 - (4) 第8の8の措置を講じたにもかかわらず受入建設企業において必要な改善が認められない場合
 - (5) 受入建設企業が第8の10の指示に従わない場合
 - (6) 受入建設企業が外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合
 - (7) 第12の1の規定により特定監理団体の認定が取り消された場合
- 3 2の規定にかかわらず、国土交通大臣は、受入建設企業が認定に係る適正監理計画を実施することが適当でないと認めたときは、適正監理計画の認定を取り消すことができる。
- 4 国土交通大臣は、1から3の認定の取消しを行うに際し必要と認めるときは、関係行政機関に意見を求めることができる。
- 5 1及び2の規定により認定の取消しを行うこととなる事案であっても、国土交通大臣は、

情状により特にこれを軽減すべき事由があるときは、認定の取消しに代えて受入れの停止の指示を行うことができる。

第13 関係機関に対する報告

- 1 特定監理団体は、次に掲げる場合には、速やかに国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告しなければならない。
 - (1) 外国人建設就労者が建設特定活動を終了し、帰国した場合
 - (2) 適正監理計画に即した建設特定活動が実施されていないことが判明した場合
 - (3) 建設特定活動の継続が不可能となった場合
 - (4) 受入建設企業が第5の2(1)から(4)までの要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合
 - (5) 外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合
 - (6) 受入建設企業に関し外国人の受入れ又は就労に係る不正行為の問題を知ったとき
- 2 特定監理団体は、次に掲げる場合には、速やかに当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局に報告するものとする。
 - (1) 国土交通大臣により特定監理団体の認定を受けた場合
 - (2) 国土交通大臣により適正監理計画の認定を受けた場合
 - (3) 国土交通大臣により特定監理団体の認定を取り消された場合
 - (4) 国土交通大臣により適正監理計画の認定を取り消された場合
- 3 特定監理団体は、当該団体が監理する外国人建設就労者受入事業の実施状況について、必要に応じ、受入建設企業の所在地を管轄する地方入国管理局又は厚生労働省担当部局に報告するものとする。

附 則

第1 施行期日

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4、第5、第12及び第13の規定は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

第2 見直し

国土交通大臣は、外国人建設就労者受入事業の実施状況、技能実習制度の見直しの状況等を勘案し、本告示について必要に応じて見直しを行うものとする。

別表第1

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
鉄工（建設業者が実習実施機関である場合に限る。）	構造物鉄工作業
塗装（建設業者が実習実施機関である場合に限る。）	建築塗装作業
	鋼橋塗装作業
溶接（建設業者が実習実施機関である場合に限る。）	手溶接
	半自動溶接

別表第2

建設特定活動に係る不正行為	
1	特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為
2	特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者の旅券又は在留カードを取り上げる行為
3	特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為
4	1から3までに掲げるもののほか、特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者の人権を著しく侵害する行為
5	特定監理団体又は受入建設企業において、この表に掲げる外国人の建設特定活動に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
6	特定監理団体又は受入建設企業において、外国人建設就労者又はこれと密接な関係を有する者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収すること及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない）を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約の締結をする行為（3及び4に該当する行為を除く。）
7	特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者の建設特定活動に係る手当若しくは報酬又は実施時間について外国人建設就労者との間で入管法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（5に該当する行為を除く。）
8	特定監理団体又は受入建設企業において、入管法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請内容と異なる他の機関に建設特定活動を実施させる行為又は当該他の機関において、建設特定活動を実施する行為（5に該当する行為を除く。）
9	特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者の行方不明者について、相当数の行方不明者を発生させたこと（特定監理団体又は受入建設企業の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）
10	特定監理団体又は受入建設企業において、外国人に入管法第24条第3号の4イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること
11	特定監理団体又は受入建設企業において、建設特定活動に関し労働基準法又は労働安全衛生法その他これらに類する法令の規定に違反する行為（1、3及び4に該当する行為を除く。）
12	特定監理団体において、建設特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為

13	特定監理団体において、第6の1(4)の就労状況の確認を怠る行為
14	特定監理団体において、第6の1(5)の相談員を配置せず、又は相談への対応を怠る行為
15	受入建設企業において、第6の2及び3の特定監理団体への届出を怠る行為
16	特定監理団体において、第7の適正監理推進協議会への報告を怠る行為
17	特定監理団体において、第8の1又は4の監査を行わず、又は報告を怠る行為
18	受入建設企業において、この表に掲げる外国人の建設特定活動に係る不正行為を行った場合又は建設特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の特定監理団体への報告を怠る行為
19	特定監理団体において、建設特定活動に関して収益を得てあっせんを行う行為
20	特定監理団体において、外国人建設就労者の受け入れに関する文書の作成又は保管を怠る行為
21	受入建設企業において、外国人建設就労者の名簿又は就労日誌の作成、備付け又は保存を怠る行為
22	特定監理団体において、外国人建設就労者が建設特定活動を終了して帰国した場合の国土交通省及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為
23	特定監理団体が、外国人の受け入れ又は就労に係る不正行為を行った場合に、直ちに、国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することを怠る行為